

令和7年7月1日

文部科学大臣 あべ 俊子 様

埼玉県知事 大野 元裕

高校生等への修学支援制度の充実及びいわゆる「高校無償化」に伴う  
高校教育の持続可能な制度設計の検討等に係る要望

埼玉県政の推進につきましては、日頃から格別の御支援と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

時代とともに多様化する教育へのニーズ、学校における働き方改革の推進や部活動の地域クラブ活動への移行、いわゆる「高校無償化」による影響など、学校を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした時代や環境の変化の中で、未来を創る全ての子供たちが意欲や能力に応じて力を発揮することができるよう、一人一人の状況に応じた教育を進めていくにあたり、現在の学校や教師、子供を取り巻く環境は、様々な課題に直面しています。

つきましては、下記の要望事項について、特段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 高校生等への修学支援制度の充実及びいわゆる「高校無償化」に伴う高校教育の持続可能な制度設計の検討

(1) 現状・課題等

<高等学校等就学支援金制度>

教育の機会均等の確保の観点から高等学校等における教育に係る経済的負担を軽減する必要がある。支援の対象は、正規修業年数までであり、それを超える部分は、生徒が負担している。県立高等学校(単位制・定時制)

においては、県が定めた授業料額と就学支援金の支給限度額との差額を県が負担している。

本県においては、年収約 720 万円未満世帯までを授業料の実質無償化の対象とするため、県内授業料の平均額である 41 万円まで授業料の上乗せ補助を実施している。さらに施設費等納付金や入学金など国が補助を行っていない負担も補助を行い、父母の負担軽減を図っている。

#### <奨学のための給付金制度>

高等学校等就学支援金制度に所得制限を導入することにより捻出する財源を活用し、低所得世帯の経済的負担を軽減するため、奨学のための給付金制度が平成 26 年度から実施されているが、修学旅行費は非課税世帯への給付が対象外となっている。

また、制度実施に要する事務費は国庫補助金の対象外となっている。

さらに、国の就学支援金制度と同様に、地方公共団体の給付金に係る事務についてもマイナンバーを使用した申請、所得確認などを実施している。生徒・保護者の利便性と関係機関の事務手続の効率化・簡素化を図るため、全国共通のシステムを導入することが必要である。

#### <奨学金事業>

高等学校等奨学金事業はかつて国が所管していた事業であったが、三位一体の改革により、各都道府県が担うこととなり、事業財源として、平成 17 年度から 10 年間にわたり国から交付金の配分がされてきた。交付金は、県で基金を創設し、そこに積み立ててきたところである。

本県の奨学金制度は金融機関連携方式を採用し、毎年度 3,000 人程度が利用している。金融機関の資金を奨学金の貸与に充てており、一定期間滞納となった場合の元金相当額を損失補償として金融機関に補填しているが、その原資として基金を取り崩している。今後、貸与残高が引き続き増加することが見込まれるため、将来的に基金が枯渇し、本県の奨学金事業の継続が困難となる。

#### <高校教育の持続可能な制度設計>

私立高校授業料に対する就学支援金の拡充により、特に私立高校が多く存在する人口集中地域では、多くの生徒にとって私立高校への進学がより

大きな選択肢となる。一方で、私立高校が少ない地域では、専ら公立高校に生徒を受け入れる役割が求められているが、進学者が減少すると、その役割を維持するため、多大な財政負担を強いられ、結果として国民負担の増につながることになる。

また、財政負担を抑制するため高校の統廃合を進めると、都市部と地方部の地域格差が拡大し、地域によっては生徒の選択肢を狭めることにつながりかねない。

地域における高校教育の維持向上を図るため、国による新たな財政支援を含め、公立高校への支援の抜本的な拡充を図るべきである。

## (2) 要望項目

子供の教育の機会均等を確保するため、引き続き国の責任で就学支援金制度の財源を確保し、支給限度額の撤廃や受給資格要件の緩和、補助対象費用の拡大など就学支援金制度の拡充を図ること。

就学支援金制度は、生徒・保護者及び都道府県の事務負担軽減を踏まえた見直しをすること。

就学支援金の家計急変制度は、家計急変後の所得要件を通常就学支援金制度と同様に引き上げること。

奨学のための給付金制度は、非課税世帯が対象となっていない修学旅行費相当額も、財政措置を講じること。

奨学のための給付金制度に係る国庫補助は、高等学校等就学支援金と同様に給付金に係る部分だけでなく事務費についても財政措置を講じるとともに、就学支援金と同様に全国共通のプラットフォームとなるシステムを構築すること。

奨学のための給付金制度は、高等学校等就学支援金と同様に県内の高等学校等に通う生徒を対象とするよう制度設計を見直すこと。

奨学金事業を将来にわたって継続かつ安定して運営していけるよう交付金を再開すること。

地域における高校教育の維持向上を図るため、国による新たな財政支援を含め、公立高校への支援の抜本的な拡充を行うこと。

## 2 学校部活動の地域クラブ活動への移行の環境整備

### (1) 現状・課題等

国は、令和4年12月の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」において、地域クラブ活動への移行の達成時期の目標を設定せず、令和5年度から7年度までを「改革推進期間」とし、まず休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行について、各自治体の実情に応じ、できるところから取組を進めるとしている。

また、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すことと示されたことで、具体的な地域クラブ活動への移行は市町村に委ねられることとなり、地域クラブ活動への移行の将来像が不明確となっている。

さらに、地域クラブ活動への移行の実現に向けたスケジュールやその手順、財政支援の継続期間等についても、国は明確に示していないため、市町村からは不安の声が挙がっている。

地域クラブ活動への移行を進めるためには、部活動改革の理念や地域クラブ活動の在り方、また、一定の受益者負担が生じることに對する国民の理解が重要であり、国が責任をもって周知する必要がある。

国は、学校部活動が地域クラブ活動に移行されるまでの間、生徒の活動環境を確保するために、学校部活動において部活動指導員を積極的に活用するよう示している。地域の実情等に応じながら生徒にとって望ましい活動環境を整備するために、部活動指導員の雇用に係る補助単価の嵩上げや補助対象経費（大会引率に係る旅費等）の拡充が求められる。

国はガイドラインにおいて、都道府県及び市区町村に、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等の取組を進めるよう示しているが、地域における生徒の体験格差を生まないためには、国による経済的に困窮する家庭の生徒の参加費用の支援が求められる。

令和7年4月の「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめの案において、令和8年度以降のスケジュール感や受益者負担、困窮家庭への支援等の方向性が示されたが、具体的な支援策は示されていない。

## (2) 要望項目

学校部活動の地域クラブ活動への移行の将来像を明確にするとともに、その達成時期に係る具体的なスケジュールや手順について示すこと。また、財政支援の継続期間等についても併せて示すこと。

地域移行を進めるに当たっては、部活動改革の理念やこれからの地域クラブ活動の在り方について国民に広く周知すること。また、一定の受益者負担が生じることについて、国においても十分な広報を行い、生徒・保護者等の関係者の理解促進を図ること。

学校部活動が地域クラブ活動に移行されるまでの間、生徒にとって望ましい活動環境が整備できるよう、部活動指導員の人材確保に係る財政支援の拡充を図ること。

家庭の経済的な理由による生徒の体験格差を生まないため、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用等について、財政支援を図ること。

## 3 教職員定数の改善と柔軟な配置の促進

### (1) 現状・課題等

持続可能な指導体制を構築するとともに、多様化・複雑化する教育課題への対応やきめ細やかな指導体制による、新たな学びを実装するためには、こどもの教育を直接担う教師人材を質と量の両面で確保する必要がある。

小学校においては、学級編成の標準が引き下げられたが、中学校においてもきめ細やかな指導体制及び安全・安心な教育環境の整備を進めるため、学級編成の標準を35人に引き下げる必要がある。

小・中学校における通級指導や日本語指導の教職員配置に当たっては、対象となる児童生徒数が少数の市町村に対して十分な教職員配置が難しい状況にあるため、定数算定基準を改善する必要がある。併せて、高等学校においても、通級指導や日本語指導のニーズは高まっており、加配措置が必要である。

また、多様化・複雑化している課題へ対応するため、養護教諭や栄養教諭の重要性は年々増加していることや、事務職員についても、その専門性

を生かして、より主体的・積極的に校務運営に参画することが求められている。学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進のため、「個業」型の業務遂行から、他の教師や事務職員等と「協働」していくことへのシフトチェンジの徹底により、「チーム学校」を実現することが求められていることから、定数算定基準の改善による配置の充実を図ることが必要である。

特に、栄養教諭が各校に1人配置されないため、食に関する効果的な指導が十分に行えるよう定数算定基準を見直す必要がある。

加えて、学びの多様化学校や夜間中学校については、通常教育課程を実施する学校と定数算定基準が同様のため、特別教育課程を実施する学校について、個別の定数算定基準を導入する必要がある。

家庭に関する学科における実習助手については、他の学科と比較しても最も配置基準が厳しいものとなっており、実践的な教育活動の妨げとなっていることから、配置基準を見直す必要がある。

特別支援教育コーディネーターは、法律上の定めはなく、校長が指名し、校務分掌の一つとして位置付けられており、担任や他の主任との兼任になっているケースが多い。特別支援教育コーディネーターがその役割に専念できる条件整備として、法令上の位置づけが必要である。

特別支援学校のセンター的機能は、地域の小中高等学校等に対して、特別支援教育に関する専門的な支援を行うために重要な役割を果たしており、特別支援学校のセンター的機能のさらなる充実が必要であるため、特別支援教育コーディネーターについて、現在の加配措置をさらに拡大する必要がある。

## (2) 要望項目

持続可能な指導体制を構築するとともに、多様化・複雑化する教育課題への対応やきめ細やかな指導体制による新たな学びを実装するため、教職員の定数算定基準の改善を進めること。

中学校 35 人学級の導入を確実に進めるため、必要な財政措置を講じるとともに、学級増に伴い必要となる基礎定数については、加配定数の振替による財源の確保をすることなく措置すること。

小・中学校における通級指導や日本語指導などの定数算定基準について、

対象児童生徒が少数の市町村においても十分な配置を可能とすること。また、高等学校においても通級指導や日本語指導のための十分な加配措置を行うこと。

不登校やアレルギー対策などの多様化・複雑化する課題への対応や、「チーム学校」の実現に向けて、養護教諭や栄養教諭、事務職員等についても十分な配置を可能とする算定基準とすること。

学びの多様化学校や夜間中学校など特別の教育課程を実施する学校について、個別の定数算定基準を導入すること。

家庭科教育の一層の充実のため、家庭に関する学科の実習助手について配置基準を引き下げること。

特別支援教育コーディネーターの処遇改善のため、法令上に位置づけるとともに、特別支援学校のセンター的機能の充実を図るため、特別支援学校1校に対して複数名の加配措置をすること。

#### 4 教育職員における障害者雇用の推進

##### (1) 現状・課題等

教育委員会の9割を占める教育職員について障害者雇用率を改善することが喫緊の課題となっている。(教育職員以外が19.17%、教育職員が1.19%(令和6年6月1日現在))

##### <財政措置・制度的措置関係>

障害のある教員が勤務するには、障害のある教員をサポートするための人的支援や環境整備が必要となる。

人的支援としては、障害のある教員に対する業務全般のサポートを行うスタッフの雇用、実技を伴う特定の教科指導が負担となる教員に代わり指導する教員の配置などが挙げられる。

環境整備としては、バリアフリートイレやエレベーターなどの施設改修、ICT機器等の機器整備が求められ、これらに係る国による財政措置や制度的措置が必要である。

##### <教員養成関係>

教育職員の雇用率を改善するには、障害のある教員の育成を推進する必

要がある。障害のある教員免許状取得者は極めて少ないため、障害のある者が教員を目指す上でどのような課題を抱えているか引き続き実態を把握するとともに、その課題の解消に向けた取組が教職課程を有する各大学等において適切に行われるよう働き掛けるなど、障害のある教員免許状取得者の増加に国として取り組む必要がある。

#### <障害者雇用制度関係>

障害のある教員免許状取得者が極めて少ない現状に鑑み、障害者における教員免許状取得者数を増加させるための措置と併せて、実態に応じた制度の在り方を検討することが必要である。

#### (2) 要望項目

##### <財政措置・制度的措置関係>

障害のある教員の負担を軽減するため、人的支援に係る財政措置及び制度的措置を講じること。

障害のある教員が働きやすい学校環境を整備するため、施設改修及び機器導入に係る財政措置を講じること。

##### <教員養成関係>

障害を有する者が教員を目指す上で抱える課題の解消に向け、教職課程を有する大学等への働き掛けを行うなど、障害のある教員の育成を推進すること。

##### <障害者雇用制度関係>

教育職員における障害者雇用の実態に鑑みた制度の在り方を検討すること。

## 5 特別支援学校の幼稚部・専攻科の教職員定数に係る法制度の整備

#### (1) 現状・課題等

視覚障害者及び聴覚障害者に対する早期教育は、その後の成長に大きくかかわる。また高等部を卒業した者に対する高度な専門教育は、職業的自立のために極めて重要である。

学校教育法では、特別支援学校に幼稚部及び専攻科を設置することができるとしており、本県においては、「視覚障害特別支援学校」及び「聴覚障

害特別支援学校」に幼稚部及び専攻科を設置している。また、令和3年に制定された「特別支援学校設置基準」において、幼稚部及び専攻科を設置するのに必要な最低の基準が示されたところである。

特別支援学校の小学部及び中学部の教職員定数については「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」、高等部の教職員定数については「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」において規定されている。

幼稚部及び専攻科においても、国が定める設置基準を満たしつつ、質の高い教育を実施するためには、一定の教職員の配置が必要であるが、幼稚部及び専攻科の教職員定数については、いずれの法律にも規定がない。このため、教職員配置のための財政措置が十分保証されておらず、給与費に係る県の負担部分が大きく、幼稚部及び専攻科を維持する上で支障となっている。ついては、幼稚部及び専攻科の教職員定数について法律上に位置付け、教職員定数として算定すべきである。

また、幼稚部・専攻科の教職員定数に係る法制度が整備されるときには、現在、小・中学校、特別支援学校（小・中学部）の教諭・助教諭・講師のみが対象となっている産・育休代替教師の安定的確保のための加配定数による支援の対象校種に幼稚部及び専攻科を含める必要がある。

## (2) 要望項目

特別支援学校の幼稚部及び専攻科についても、早期教育・専門教育の重要性に鑑み、小学部、中学部及び高等部に準じた教職員定数に係る法制度を整備するとともに、産・育休代替教師の安定的確保のための加配定数による支援について、対象校種に幼稚部及び専攻科を加えること。

## 6 遠隔授業における生徒数、教職員配置及び学習評価方法の弾力化

### (1) 現状・課題等

高等学校においては、平成27年4月より、高等学校の全日制・定時制課程における遠隔授業【教科・科目充実型】を正規の授業として実施する場合、「同時に授業を受ける生徒数は、原則として40人以下とすること」「単位認定等の評価は、配信側の教員が行うべきであること」とされてい

る。

遠隔授業を複数校に配信する場合、「同時に授業を受ける生徒数は40人以下」との要件により、希望する全ての生徒が受講できない可能性がある。

また、単位認定等の評価を配信側の教員に限定することは、配信側の教員の負担となり、遠隔授業の導入の支障となることが想定される。

当該要件が緩和されれば、一人の教員が他の学校を含めたより多くの生徒に対して同時に授業を行うことが可能となり、生徒の学習機会の充実に資するとともに、教員不足への対応策として一定の効果が期待される。また、受信側で授業に関わることで、経験の浅い教員の資質向上も図ることができる。

さらには、受信側の教員が学習評価を行えるようになることで、配信側の教員の負担が軽減されるとともに、受信側の教員の授業準備等の負担も軽減されるなど、教員の働き方改革の観点からも、遠隔授業の導入・拡大のメリットは大きい。

本県においても、令和6年度より、遠隔授業を行った場合の受信側の高校においても学習評価を試行し、生徒が40人を超える授業での学習効果や学習評価を検証しているところである。

## (2) 要望項目

高等学校において、「教科・科目充実型」の授業を行う際は、「同時に授業を受ける生徒数は、原則として40人以下とすること」の緩和及び「単位認定等の評価は、配信側の教員が行うべきであること」としている要件を撤廃すること。

## 7 学校における働き方改革の推進のための教員業務支援員等の配置推進

### (1) 現状・課題等

現在、国では、学校における働き方改革の一層の推進を図るため、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案」が審議されているところである

令和6年8月27日に中央教育審議会総会において取りまとめられた『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備

に関する総合的な方策について（答申）」の中では、教師を取り巻く環境整備について、国においても、その権限と責任に基づき、主体的に取り組むこととしている。

同答申においては、「引き続き、全ての小・中学校で教員業務支援員との協働を通じた負担軽減が進むよう、教員業務支援員の安定的な確保のための環境整備と一層の連携・協働に向けた学校マネジメントの推進に取り組む必要がある」、「令和6（2024）年度に創設した副校長・教頭マネジメント支援員について、配置を充実し、副校長・教頭を魅力あふれる職に刷新するとともに、学校全体の運営改善を図っていく必要がある」としている。

こうした状況を踏まえ、教師が教師でなければできない業務に集中できるようにするためには、引き続き、すべての校種において、外部人材の活用が求められており、国による更なる財政支援が必要である。

## (2) 要望項目

教員業務支援員及び副校長・教頭マネジメント支援員について、配置に係る費用の全額補助又は補助率の引き上げ及び予算拡充を行うこと。